



手続き・申請

交通事故などにあつた際は届け出を

問 伊奈庁舎国保年金課

☎ 58・2111 (内線4407)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が対象

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故や犬に咬まれたなど第三者(自分以外)の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は、加害者が負担するべきものですが、国保・後期高齢者医療が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合

は、速やかに国保・後期高齢者医療の窓口へ届け出(連絡)をしてください。

【第三者行為の例】

- 交通事故にあつた(自動車事故、自転車事故など)
- 他人の犬に咬まれた、他人に殴られたなど
- 次の場合も届出が必要です
- 自損事故を起こしたとき
- 同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合



手続き・申請

市競争入札参加資格申請の追加受付

問 伊奈庁舎財政課 ☎ 58・2111 (内線2204)

市が発注する建設工事、業務委託および物品納入などの競争

入札へ参加を希望する方の「入札参加資格申請」の追加受付を行います。

- ▼ 受付期間 2月1日(木)～16日(金)
- ※ 土、日、祝日を除く。
- ▼ 提出書類 申請書・添付書類などの詳細は、市ホームページでご確認ください。
- ▼ 申請方法 郵送または持参
- ▼ 登録期間 4月1日(木)～平成31年3月31日(日)(1年間)
- ▼ 受付場所 〒300-2395 つくばみらい市福田195-2 ぐばみらい市総務部財政課契約検査係

絹の台桜公園テニスコート改修工事のお知らせ

2月頃から予定

絹の台桜公園内のテニスコートの改修工事を、2月頃から予定しています。工事期間中は、テニスコートを閉鎖するため、ご利用の皆様にはご迷惑おかけします。工事日程は決まり次第、市HPなどでお知らせします。

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎ 58・2111 (内線5107)



ご理解ご協力の程、
よろしく申し上げます。



お知らせ

20歳になったら国民年金

問 伊奈庁舎国保年金課

☎ 58・2111 (内線4402)

新成人のみなさんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

- ◎ 将来の大きな支えになります
- 国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ◎ 老後のためだけのものではありません
- 国民年金には、年をとったときの老齢年金のほかに障害年金や遺族年金もあります。
- 障害年金は、病気や事故で障

がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

学生納付特例制度と納付猶予制度

◎ 学生納付特例制度
学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎ 納付猶予制度
学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問い合わせ】
土浦年金事務所 ☎ 029・825・1170